

## 第 11 回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議録

日 時：令和 3 年 2 月 13 日（土）14 時 30 分～15 時 00 分

場 所：本庁 12 階 1～3 号会議室

出席者：別紙座席表のとおり

### 【危機管理対策室長】

ただいまから、第 11 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

本日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されました。また、本日、北海道の対策本部会議が開催され、2 月 16 日以降の感染拡大防止に向けた施策などが示されたところです。

これらを踏まえ、今後の対応等について、本部長であります秋元市長からご指示をいただくため、本日の会議を開催いたします。

はじめに、会議次第の(1)及び(2)を一括して事務局からご報告させていただきます。

### 【危機管理対策部長】

現在の札幌の状況です。

資料「札幌市の新型コロナウイルスに係る対応(概要)」をご覧ください。

陽性者累計 11,101、現在患者数 536、そのうち軽症・中等症 528、重症 8 となっています。亡くなった方は累計で 301 となっています。

年代別の内訳です。合計 11,101 のうち、非公表の方を除き 20 代が一番多く、30 代、40 代が続く状況です。

現在患者の状況では、40 代が一番多く、50 代、60 代が続いている状況です。

その他の資料につきましては、後ほどご確認ください。

北海道の本部会議の資料「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第 36 回本部会議」をご覧ください。本日開催されたもので、原案通り承認されているものです。

資料 1 は、昨日、政府の対策本部会議で基本的対処方針が改正されました概

要となっています。主な内容としては、まん延防止等重点措置の創設、予防接種の実施、感染症法の改正に伴う見直し、となっております。

資料2、「道内の感染状況等について」です。2月12日現在の北海道の状況及び札幌市の状況です。7つの指標に基づいてそれぞれ記載されています。

「最近の感染状況等について」です。地域別では、札幌市においては、1月16日から減少が続いていたが、2月に再び増加。その後、減少に転じているが、2月12日現在で10万人当たり15.8人/週という状況が記載されています。

医療提供体制の記述がありまして、必要な対策としては、3月以降の人の動きや時節の行事等を見据え、もう一段の感染を徹底して抑制し、医療提供体制のさらなる負荷の低減を図るため対策が必要ということと、札幌市において強い措置を講じる必要があるとされているところです。

資料4「感染拡大防止に向けた施策について」です。集中対策期間、北海道の対策です。対策期間としては、国内で緊急事態宣言が発令されている間とされています。内容としては、特措法第24条第9項に基づく北海道の要請は、地域限定の要請と、全道域にわたる要請とがあります。地域を限定した要請についてですが、目標として新規感染者数が10万人あたり15人/週を下回る数字を目指すとしてされており、期間としては2月16日から2月28日。感染リスクを回避できない場合は、札幌市内、小樽市内においては不要不急の外出を控える。札幌市と小樽市との不要不急の往来を控える。札幌市においては、市内全域の飲食店等について時短要請がなされました。期間中においても、新規感染者数の改善が確認された場合には、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて解除を検討するとされています。

地域を限定した要請です。営業時間短縮等の要請に呼応して、札幌市内における飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しないとされています。

全道域の要請です。期間は、国内で緊急事態宣言が発令されている間となっています。感染拡大防止対策の更なる強化ということで、継続して行うもののほか、年度末・年度始めに向けた感染防止対策の徹底が記載されています。

別紙1、札幌市内の事業者の皆さまへの要請ということで、期間や対象施設、要請内容などがまとめられています。

北海道の本部会議資料の説明は以上です。

**【危機管理対策室長】**

続きまして、会議次第の(3)の説明を、菱谷局長、お願いします。

**【各本部員（各局局長職）】**

（保健福祉局 資料あり）

資料「札幌市の感染状況について」を説明します。

市内の新規感染者数については、1月中旬から減少傾向であったものが、1月下旬にはまた増加傾向に転じ、またここ数日は感染が抑えられているということで、増減を繰り返しながらも、少しずつ減少しているところではあります。また、グレーの感染経路が不明な方の割合が26%で3割を下回っている状況です。

入院している重症患者数が直近で増加がみられたことから、警戒が必要な状況と考えています。

市内の検査数は、2月12日時点の直近1週間の検査数は8,250件、1日にすると1,000件以上実施しているところ。また、陽性率が4.3%となっていて、5%以下の数値で推移しているところ。

年齢別感染者数の割合を比較しますと、1月下旬以降、60代以上の感染者数は減少していますが、やはり各年代にまんべんなく感染の広がりが見られる状況です。

すすきの地区の人流は、午後10時時点の7日間平均は、年末年始からほぼ横ばいの状態で推移しております。ここ数日やや上昇していますが、今後、人の動きの活発化に伴い再拡大しないように引き続き注視していく必要があると考えているところ。

すすきの地区における営業時間短縮要請の対象施設等における感染状況ですが、12月以降、店舗数、感染者数ともに減少傾向にあります。なお一定数の発生が続いています。

すすきの地区の重点的なPCR検査の状況ですが、陽性者数は11月と比較すると減少しているものの、検査数については、店舗型検査での受検数がかなり

伸びてきているという状況です。

感染経路が判明しているリンクありの新規感染者は、特定の経路というよりも、様々な場面や場所が感染経路になっていることがわかります。また、1月下旬以降、感染者の中にはすすきの地区以外の酒類提供店等に関連する行動歴がやや目立つようになってきていて、飲食の場の感染リスクが高いと言われていたことなどからも感染の広がりには警戒が必要と考えています。

市内集団感染事例ですが、発生件数は減少傾向にあります。1月以降を見ますと、福祉施設での発生が多いほか、会社や学校においても集団感染が発生しています。

接待を伴う飲食店での発生は1月以降5件ですが、これは、すすきの地区以外においても集団感染が発生しています。5件中3件がすすきの地区以外で発生しています。

いずれにしても、様々な場面での集団感染が発生していて、引き続き警戒が必要な状況と認識しているところです。

以上です。

#### 【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第(4)札幌市における感染防止対策について、まず私から、今後の感染拡大防止対策等についてご説明します。

基本的な考え方として、これまですすきの地区の飲食店等を中心とした時短要請が3ヵ月以上にわたり行われてきたところであり、これらの対策により、すすきの地区の感染者数および発生店舗数は減少してきているところです。一方、家庭や企業、学校などでの感染は一定数発生しており、下げ止まりの状態が続いていることに加え、時短要請が長期にわたっていることにより、影響を受けている事業者の方々に対しては、必要な支援を行っていく必要があると考えています。

こうした状況を踏まえ、これから年度末に向けて、人の移動が増えることが想定されることから、今後の対策について、国が改訂した基本的対処方針の柱に沿って取り組んでいくことにより、新規感染者数を更に引き下げ、まずは北

北海道が協力要請の解除基準として示している「新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、10万人あたり15人」、札幌市でいうと「1日当たり42人」を下回ることを目指してまいりたいと考えています。

次に、今後の感染拡大防止対策等ですが、情報提供・共有については、市民の皆さんへの行動変容をお願いします。内容については、飲食に關することとして、飲食店等を利用する際に、飲食時は会話をしないことをお願いします。また、同居していない方との飲食については、できる限りお控えいただくようお願いしてまいりたいと考えています。

次に、年度末に關することとして、卒業式後などにおける謝恩会などの飲食を伴う会合や、就職・転勤に伴う歓送迎会などの自粛をお願いしたいと考えています。

続いて、まん延防止についてですが、外出の自粛について、緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来、また、市内の飲食店等の利用は、22時から翌日5時までお控えいただくようお願いしてまいります。

区役所窓口におきましては、市外から転入された方に対する注意喚起を行うとともに、混雑を緩和するための様々な取り組みを実施してまいります。

次に、飲食店関係では、市内の飲食店等を対象に、2月28日（日）まで、営業時間を午前5時から午後10時までとする北海道の要請に対して、事業者への支援金の支給等を実施します。また、すすきの地区においては、感染防止対策に持続的に取り組む「すすきの地区新型コロナ対策プロジェクト」を推進していきます。このプロジェクトでは、接待を伴う飲食店向け「手引書」の作成・配布や、定期的なPCR検査の受検勧奨及び受検店舗の発信を行っていくほか、感染者が発生した店舗への消毒費用等の支援、飲食店の利用客に向けた感染症対策を呼び掛ける店内掲示物を作成、配布なども行っていきます。商工会議所や観光協会等の団体と連携し、店舗における感染症対策を促進するためにWEB講演会を実施します。

次に、職場環境等ですが、経済関係団体を通じ、職場における感染防止の取組の徹底について改めて要請するとともに、集団感染事例が発生している業態に対しては、実際の感染事例などに基づく具体的な対策を要請してまいります。

また、3月から4月にかけての人事異動や入退社に伴う人の移動による感染

拡大を防止するため、着任日の柔軟な対応や不急の挨拶回り、歓送迎会等の自粛などを要請してまいります。

経済関係団体を通じて、市内の事業者に対し、ローテーションによる在宅勤務やテレワークの実施を要請します。

学校関係では、市内の大学・短期大学に対し、新入学生を対象としたオリエンテーション等を活用して、感染予防策の周知依頼を行ってまいります。

クラスター対策の強化では、福祉施設や医療機関などを対象に、従事者等に対する定期的なPCR検査を実施するとともに、感染管理の徹底等、更なる注意喚起を行ってまいります。

更に、医療従事者を対象としたクラスター発生時の対応やゾーニング等に関するWEBセミナーを開催します。

医療関係では、現在、自宅で療養されている方の健康観察や症状の変化を迅速に発見できるように、オンラインによる診療や、パルスオキシメーターの貸し出しを行ってまいります。また、市内でPCR検査を実施している民間企業に対し、陽性が疑われる方の情報共有について要請してまいります。

更に、後方支援病院の円滑な運営に向けた体制整備に努めるほか、医療機関のご協力のもと保健所に配置した医療ソーシャルワーカーを通じた転院調整等の支援を実施します。

続いて、経済・雇用対策ですが、事業者向けの経営相談や、事業継続のための様々な支援を実施するとともに、離職を余儀なくされた方に対し、就業サポートセンターでの相談や再就職支援等を実施してまいります。

偏見・差別等への対応ですが、まちづくりパートナー協定企業である郵便局と連携し、医療従事者等への差別・偏見防止啓発ポスターを市内すべての郵便局に掲出する取組を行います。

私からは以上です。

続きまして、川上局長、お願いします。

#### 【各本部員（各局局長職）】

（市民文化局 資料あり）

繁忙期における各区役所における窓口の取組について補足説明します。

資料「各区役所におけるお願い・混雑緩和について」をご覧ください。

3月、4月にかけては、市外の転入の人数が1年間の4割くらいを占め、非常に人の出入りが大きい時期です。こういった繁忙期を迎える中で、各区役所の中で感染拡大、混雑緩和について、大きく2つの取組みを進めていきたいと考えています。

市外から転入されて区役所の窓口が届出をされた方に対し、チラシ配布等により、感染防止の協力をお願いします。

次に、区役所窓口の混雑緩和については、3月下旬から4月上旬にかけて土曜・日曜の休日開庁のほか、平日も夜間開庁を行う予定です。

郵送手続等の周知については、区役所の窓口に来なくてもできる手続きがあります。例えば、転出届は郵送で行うことができますので、職員が周知してまいりたいと考えています。

急がなくても良い手続の周知については、転入届は、本来であれば引っ越した日から14日以内に窓口が届出をしなくてはなりません。今回の感染予防のための外出自粛は「正当な理由」に当たると、国から通知をいただいています。混雑していない時期を見計らって窓口に来ていただければと考えています。

各区役所の窓口の混雑状況を、リアルタイムで、オンライン上で情報提供をする予定です。皆さまは、スマホなどで状況を見ていただき、空いている時期を見計らって区役所の窓口に来ていただくようお願いできればと考えています。

以上です。

#### 【危機管理対策室長】

村山局長、お願いします。

#### 【各本部員（各局局長職）】

（経済観光局 資料あり）

資料「札幌市内全域における営業時間短縮の要請について」をご覧ください。

札幌市では、すすきの地区における感染者数及び発生店舗数が大幅に減少しましたが、一定程度発生しており、下げ止まりの状態となっています。

北海道では、すすきの地区のみの営業時間短縮を中心とする対策では、更なる感染の抑え込みが難しいことから、札幌市内全域の飲食店等に対して、営業時間短縮を要請し、その支給事務に札幌市に協力依頼がありました。

期間は2月16日から2月28日の13日間、対象施設は、札幌市内の飲食店・カラオケ店です。要請の内容は、営業時間の短縮と、業種別ガイドライン及び新北海道スタイルに基づく対策の徹底です。

協力支援金ですが、1日あたり2万円で、13日間で最大26万円です。支援金対象期間を通じて要請に応じることが要件となっています。対象期間は2月16日から2月28日までで、遅くとも2月18日からの要請にご協力いただくことが必要です。これは対策に新たに從っていただけるお店です。

事業費ですが、総額については調整中ですが、財源については、全額国と道が負担していただけるということです。

支給事務については、北海道からの協力依頼を受けましたので、札幌市が行います。

以上です。

#### 【危機管理対策室長】

その他、説明のある方はいらっしゃいますか。

それでは、本部長であります秋元市長からご指示をいただきます。

#### 【本部長（秋元市長）】

本日、北海道の対策本部会議が開催され、引き続き、特措法第24条第9項に基づき、感染リスクを回避できない場合の不要不急の外出自粛や同居していない方との飲食の自粛などの協力要請が示されました。

また、新たに市内飲食店等への営業時間の短縮や、市内飲食店等の22時から5時までの利用自粛の要請も示されたところです。

市民や事業者の皆さんには、長期に渡り、ご負担をお掛けしておりますが、人の移動や会食機会が増加する3月以降の感染の再拡大に備えるとともに、ワクチン接種に向けた体制を整えるため、更に一段、新規感染者数を引き下げるための要請になりますので、引き続きご協力をお願いいたします。



次に本部長として本部員に対し、指示します。

市内の感染状況を改善し、そして医療提供体制への負荷を軽減するためには、この度、北海道が示した時短要請の解除基準を満たす、10万人あたりの新規感染者数を15人未満とすることを目標に、全市一丸となって取り組む必要があると考えております。

こうした状況を踏まえ、3点指示します。

① 今後の感染拡大防止対策について

3月以降の感染リスクの高まる時期を見据え、2月末までの2週間で徹底的に感染拡大を抑えていく必要がありますので、先ほど説明のあった取組を、関係機関と連携しながら強力に押し進めていただきたい。

② 市内の飲食店等の事業者の皆さんへの協力要請について

今回、北海道が定めた時短要請につきまして、実効性のある対策となるように、多くの対象事業者さんのご理解ご協力をいただかなければなりません。そういう意味では、支援金の支給などが円滑に行われるよう、北海道と協力して取り組んでいただきたい。

③ ワクチン接種の体制構築について

ワクチン接種を円滑に実施するため、医師会や医療機関などとも連携し、会場や人材の確保、そして市民の皆さんからの相談対応など、必要な準備を速やかに進めるとともに、適宜、市民の皆さんに正確な情報を提供するように努めていただきたい。

以上、3点について指示しますので、よろしくお願ひいたします。

**【危機管理対策室長】**

各局区におかれましては、ただ今の本部長指示などを受け、今後の対応を改めてよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。